

平成 28 年度

**長野県と長野県土木施工管理技士会
との意見交換会**

平成 29 年 2 月 2 日（木）

ホテル信濃路

【今井長郎事務局長】定刻になりましたので、平成 28 年度長野県公共事業関係部局・会計局と長野県土木施工管理技士会との意見交換会を開催させていただきます。最初に長野県土木施工管理技士会会長の牛越よりごあいさつをお願いいたします。

【牛越恵司会長】長野県土木施工管理技士会会長の牛越です。今年に入りまして 1 月当初は穏やかな日々が続きましたが、中旬から大雪に見舞われ、北信では例年より多い雪となっております。本日も除雪の傍ら出席いただいた方もあり、ありがとうございます。

県当局におかれましては平成 28 年度補正予算並びに 29 年度の予算組みの真ただ中でございます。そうしたなか、意見交換会に出席していただきありがとうございます。昨年からは林務部並びに農政部、環境部の皆様におかれましても出席していただけるということで、ありがたく思っております。長野県が安全・安心と地域活性化にがんばっておられ、我々は大変助かっております。が、最近は技術者が不足しております。受験もなるべくたくさんやったほうがいいという話をしていますが、29 年度からは 2 級の試験が年に 2 回実施されることになりました。受け入れる機会をたくさんつくってもらったことをありがたく思っております。

本日の意見交換会におきましては、前年度提案したものを検証し、問題のあるものは再度皆様に提案してご意見をうかがいたいと思っております。よろしくお願いいたします。時間の許す限り、お互いに意見交換して、よい意見が出ることを祈念いたしまして、あいさつといたします。本日はありがとうございます。

【今井】ありがとうございます。引き続き猿田技術管理室長様、お願いいたします。

【技術管理室・猿田吉秀室長】牛越会長をはじめ、長野県土木施工管理技士会に皆様にはインフラの整備、維持管理を技術面から支えていただいておりますこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。技術者セミナー、あるいは工事書類の簡素化、設計変更ガイドラインなどにも知恵と協力をいただいております、この点につきましてもお礼申し上げます。国では今年度から i-Construction に力を入れており、長野県でも ICT 土工について、飯田の松川ダムで工事着手しました。先般、建設業協会青年部と意見交換行い、こうした新しい取り組みを進める一方で、これまで培ってきた技術を大事にし、伝承していかないといけないというご意見をいただいたところです。おっしゃるとおり、きちんと技術を引き継ぎ、育て、若い人たちに伝えていくことが我々の役割だと思っております。

そのため、新しい取り組みの i-Construction も技士会の皆様の知恵が必要になってきます。まず始めることを優先している状態ですので、今後の普及について、ぜひご協力をいただければと思います。

私ども発注者側も受注者側も、目的は同じだろうと思っております。安全で長持ちし、使いやすく、できれば美しいインフラをつくり守っていきたい。本日のこの会議は、それを技術面から検討していくものにとらえています。意見交換会が所期の目的に向かって進めるようご祈念申し上げ、あいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

【今井事務局長】ありがとうございます。最初に事務局から本日ご出席の県の皆様方を、

ごあいさついただきました猿田室長様を除きまして、ご紹介させていただきます。順不同でございます。建設部技術管理室矢花主任専門指導員様、同じく副主任専門指導員西山様、同じく副主任専門指導員荻窪様、同じく副主任専門指導員足立様、続きまして会計局契約・検査課主任工事検査員関様、環境部生活排水課課長補佐兼流域下水道係長山崎様、農政部農地整備課主任専門指導員太田様、林務部森林政策課主任専門指導員加藤様、建設部技術管理室専門指導員加藤様、林務部森林政策課専門指導員窪田様、以上の皆様でございます。技士会の出席者につきましては、お手元にお配りしました席順表でご確認願いたいと思います。それではこれより意見交換に入りたいと思います。ここからの進行は黒澤技術委員長にお願いいたします。

【黒澤和彦技術委員長】意見交換会の司会進行を務めさせていただきます。本日は過去の提案のご回答を各支部で検証し本日再提案させていただく8題と新規提案22題の、合わせて30議題を提案させていただきます。時間は午後2時から5時までですが、3時半を目安に一度休憩を取らせていただきます。なおそれぞれの議題につきまして技士会の技術委員が説明させていただきますが、これらは支部から上がってきたものを技士会で精査したものです。質問者の独自の意見ではないことをご了承いただきたいと思います。そのうえで、提案させていただいた意見・質問に対し県よりご回答をいただくかたちで進めさせていただきます。それでは、検証再提案議題の「当初設計の照査および工法検討について」を長野支部からお願いします。

【長野支部・池田正彦技術委員】再提案議題の「設計図書の内容精度について」のなかの「当初設計の照査および工法検討について」を申し上げます。平成27年度の提案として「当初設計による工法では現場の施工が困難である事例が多々見受けられます。設計照査の範ちゅうを超えているような場合、設計コンサルに工法選択の意図を質問したり、アドバイスしたりしていただきたい。本来、発注者、設計者、施工者が三位一体となって現場を進めることが理想と考えます」という提案に対し、県の回答は「設計図書の照査の範囲を超えるものに関しては、設計変更ガイドラインでも明記している。3者会議も積極的に行うこととしている。みなさんが受注したら、コンサルを含め、3者で協議をする場を設けている。その用意がない場合は、施工者側の申し出で3者協議を行うのもよい」という回答でした。

これに対し支部の検証結果は、発注者が設計照査の範囲を超える見直しを行う場合、これに関わる書類作成費等を明確な指示書による変更契約で計上してほしいということです。また、このようなことを避けるためにも、設計業務を請け負ったコンサルタントの責務として、設計に関する速やかな情報提供や施工者側との意思の疎通および問題解決を図るためにも、発注者を含めた3者協議会への参加を設計業務委託においても明示いただきたいということです。ご回答をよろしくお願いします。

【技術管理室・荻窪孝副主任専門指導員】3者協議は、発注者、設計者、施工者の3者間で情報を共有することで公共工事の適正な施工につながる有効な手段と考えています。ま

た、現場の課題解決や技術職員の技術力向上につながる有効なしくみであると考えており、必要な個所につきましては積極的に実施していきたいと考えております。なお3者協議の実施を予定している個所は、測量、設計、調査については業務発注時に仕様書に明記することとしております。コンサルの方が参加しやすくするというので、28年4月から国交省の運用方針の改定に合わせて、一般管理費等を計上するよう改定しました。これにより参加しやすくなったのではないかと考えています。

【黒澤技術委員長】ありがとうございました。よろしいでしょうか。では続いて「工事発注にともなう事前調査・確認について」、新規提案で大北支部からお願いします。

【大北支部・原滋俊技術委員】「設計図書の内容精度について」ということで「工事発注にともなう事前調査・確認について」申し上げます。工事受注後、地元対応から既設構造物・埋設物を含む調査等、依然として現場代理人が苦勞しています。必要になった費用をみていただけない事例も出てきています。現場をスムーズに進めるため、生産性を向上させるためにも、工事発注前に進め方・変更対応等を決めていただき、事前の協議、調査・計画、地元への工事説明等を整理してから発注をお願いできればと思います。

事例を何件かあげさせていただきますが、一つ目として、指定仮設に必要な農地転用の申請時期が4月、8月、12月に限られるので、これは大北地域の例で地域によって申請時期は変わりますが、何もできない期間が発生してしまいます。申請の諸経費等も受注者が負担している状況です。地元市町村、地方事務所、建設事務所の間で、事前の調整を図れないでしょうか。神城断層地震の災害復旧現場でも、農地を使う予定になっていたのですが、地権者が「何も聞いてないよ」ということでした。調整をお願いしたいと思います。

二つ目、仮設材の運搬距離が実情と合わないことがありました。設計の段階で運搬距離が建設事務所から現場という距離になっていたのですが、仮設材自体がないので違う場所から運ばなければいけないことになり、その際の運搬距離の変更がスムーズに行われなかったということです。具体的にはシートパイル材を県外から運ぶようになったのですが、1カ所の資材メーカーで運ぶことができず、しかし結局は一番最短距離の変更を余儀なくされました。

三つ目は、既設構造物の情報に乏しく、仮設の変更や工程変更になってしまいます。道路台帳の整備が進めば、時間と経費が軽減されるのではないかと思います。整備をお願いできればと思います。

最後に、仮設費用が実情と合わない事例がありました。役所立会いのもと、既設構造物が支障となり避けて仮設することになって仮設費が増になったわけですが、任意仮設の理由により変更されなかったというものです。このように、担当者によって難色を示されるケースがまだあるので、改善をお願いできればと思います。以上です。

【技術管理室・足立修副主任専門指導員】工事発注にともなう事前調査ですが、工事発注時には事前協議、地元説明等について支障がないように発注者に指導してまいりたいと思います。やむなく支障になるものが残っていて発注しなければいけない場合には、条件明

示事項等にしっかり記載するように徹底してまいります。

具体的な事例について、一つ目の指定仮設に必要な農地転用ですが、事前に発注者で行うよう発注機関に指導してまいりたいと思います。二つ目の仮設材の運搬距離ですが、仮設材の運搬は運搬基地より現場までとなっております。運搬基地というのは、所在場所を勘案したうえで決定することとなっておりますので、想定される場所に仮設材がない場合は設計変更の対象となります。三つ目の既設構造物の情報がほしいということですが、工事完了後に道路台帳整備を進めています。しかし、工事が行われていない場所は非常に情報が少ない状況があります。なかなか一気にできませんので、ご理解いただきたいと思っております。最後に任意仮設ですが、仮設では条件明示の有無に関わらず、工種発注時点で予期し得なかった現場条件が現地で確認された場合、設計変更の対象となります。現場条件の変更にもなる適正な設計変更については、引き続き発注機関に指導してまいります。以上です。

【原技術委員】ありがとうございます。指定仮設の申請は発注者が事前に行うということでしょうか。

【足立副主任専門指導員】災害復旧でというお話がありましたが、発注側も手いっぱいですべて網羅できない場合もひょっとしたらあるかもしれません。その際には、今申し上げたようなかたちで進めていきたいということです。

【原技術委員】仮設材運搬距離の件ですが、これも災害現場のシートパイルを何100mも河川内に打つ工事で、1資材メーカーだけではその量を持っておらず、糸魚川、上越、名古屋から運びました。そのなかで一番安い運搬距離で設計変更されたということで、それより遠くから運んだ工区の会社は持ち出しの変更になってしまっています。そこが一番近いところになってしまうのでしょうか。実情に合った距離の変更が可能か教えていただければと思います。

【荻窪副主任専門指導員】「仮設材が存在しない」という現状を整理するなかでしかるべき変更を行います。したがって、変更の対象にはなりません。ただし、合理的な運搬であることを証明できる資料を整備していただく必要があります。我々としてもそれを確認する必要があります。

【黒澤委員長】ありがとうございました。いまの議題に対してそのほかご意見・ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。続きまして「設計照査の範囲について」、新規提案で中高支部からお願いします。

【中高支部・丸山浩次技術副委員長】継続事業等で、詳細設計の設計書自体、用地杭自体、現地がない場合がありました。その工事において設計照査をし、境界杭がないと報告したのですが、復旧しなさいと指示されました。本来は用地の確認は図面や座標にもとづいて行えばいいのですが、それさえなかったため受注者が勝手に復旧できないわけですが、復旧しなさいと指示されたので、そういうものもすべて設計照査の範囲なのかということをお尋ねしたいと思います。

【足立副主任専門指導員】

工事着手前にないものについては、復元していただくことはありません。いまのお話でいくと、用地測量の座標のデータ自体がなかったということなので、それについては明らかに、発注者側であらためて作成するという判断になってくると考えられます。以上です。

【黒澤技術委員長】ありがとうございました。ほかにいまの議題についてございますか。では続けて「週休2日制の工事について」、上小支部お願いします。

【上小支部・坪木今朝男技術委員】

週休2日制の工事については、現代の若者のライフスタイルに合わせ、建設業への就職に期待が膨らむと思います。しかし、一つの会社のなかで週休2日となる従業員とそうでない従業員ができることになると思います。各社の給与体系はさまざまなので、対応に苦慮すると思います。市町村、民間工事との兼ね合いはどうか、緊急工事で出動した場合の対応はどうか、工事の種類により工期を延長できない場合はどうかなど、課題はたくさんあるように思います。建設現場で働く者が平等に恩恵を受けられるような制度にしていきたいと思います。

一方で、社内間の不平等感への不満や、休工による現場的なロス、下請や専門職の確保の困難化など、マイナス面も噴出しております。より柔軟性を持たせた選択、フレキシブルな休暇取得の方法があれば受け入れやすいと思います。休日の増、休工日の増は実質的な賃金の増であり、現場管理費、共通仮設費においても同様であり、企業努力では補えない状況で、工事費全体の底上げになっております。設計価格の見直しも同時に検討願います。以上です。

【荻窪副主任専門指導員】建設業の経営の安定と労働環境の整備により、担い手の確保を進めていくうえで、週休2日は避けては通れないと考えております。県としても積極的な取り組みを行っているところです。週休2日を確保するモデル工事にともない実施しましたアンケートでも、いまお話しいただいたような意見が出されております。適正な工期や施工時期を考慮した発注に努めてまいります。

現在、地域を支える建設業検討会議の技術力確保・向上分科会で企業のみなさんにアンケートを行っていただいておりますが、さまざまな課題があろうかと思っております。受注者、発注者互いに意見を出し合うなかでよりよい方向に進めていけたらと考えていますので、ご協力をお願いしたいと思います。

【猿田室長】週休2日の取り組みは、国の方針に賛同して長野県もやろうとしているわけですが、まず業界のみなさんが週休2日を必要と思うかだと思います。私どもと同じように、業界としても週休2日に取り組んでいくべきだという共通の認識に立つのが第一段階。そのうえで、今日ここでいろいろあげていただいていますように、私どもが気が付かない課題がおそらく多々あって、逆にいえばそれを解決できればやれるということになってくると思います。ですので、みなさんが同じ方向を向いていただければ、その段階から個別の課題をいっしょに知恵を出してつぶしていくということではないかと思いま

す。週休2日をやるといういろいろな問題があるというのはお聞きしていますし、また今日新しく教わったものもありますので、今後は各論として具体的に何をやるべきかを両者で話し合っていければと、いまはそういう段階だと認識いただければありがたいと思います。

【坪木技術委員】準備段階であるのは承知しました。が、職人さんたちもいままで2日休むことを想定していなくて、日当で働いているものですから、賃上げという問題も入ってくるかと思います。設計価格の見直しも同時に検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

【木曾支部・水本豪理事】根本的には作業員も給料制にすべきだと思うんですね。ただし作業員を年間雇用して給料制にするには、いま国も繰り越しやゼロ国債などで取り組んでいます、仕事はずっと平準化していない限り難しい。当社も直営で人数がたくさんいるなか、現場ごとの班体制とし、班によっては給料制をとっています。そういうところは会社で年間の暦をつくってその暦どおり休んでいます、日給月給の場合は1日でも働けばお金になるという考え方がありますので、なかなかそういうわけにはいきません。また現場の代人、技術者に関しては書類から何からやるのがあって、会社が一応休みというかたちになっていても、どうしても処理をしなければいけない、残業しないといけないという実態もあります。その辺も全部ふまえたなかで、しっかり話し合うべきではないかと思えます。以上です。

【猿田室長】ありがとうございます。やはり考えないといけないのは、一番の目的は若者を呼び込む、そのための環境整備だということですね。建設業の週休2日が世間一般でいう週休2日である必要があるのかどうか、それもいっしょに話し合っていく部分ではないかと思えます。年間を通じて週休2日相当という考え方もあり得ると思いますので、ぜひいろいろな知恵をお貸しいただいて、いっしょに考えていただければありがたいと思えます。

【黒澤技術委員長】そのほかよろしいでしょうか。では「工事用道路の変更について」、佐久支部からお願いします。

【佐久支部・工藤完治技術委員】工事用道路築造の際、掘削した結果、土質が想像以上に悪く、条件明示されていた敷砂利工では運搬路として機能が確保できないために敷鉄板への変更を協議したところ、担当者に理解していただけず、一部しか認めてもらえなかった事例がありました。現場の実態をふまえた設計変更をお願いしたいということです。よろしくお願いします。

【荻窪副主任専門指導員】設計変更ガイドラインでは、任意仮設であっても、施工条件や現場条件が設計と異なるとき、想定と違ったときは変更できるとしています。ただ、その内容については発注者と協議し、現場の状況を確認して指示を得ることになっています。現地機関には、現場の状況に応じて設計変更を行うよう指導してまいりたいと思えます。

【黒澤技術委員長】その他ご意見・ご質問ございますか。よろしいでしょうか。では続きまして「仮設足場工の設計について」、上小支部からお願いいたします。

【上小支部・坪木技術委員】床板補修工事において、吊足場の図面が参考図として明示されており、それをもとに積算し入札します、しかし契約後、公表用積算内訳書で足場金額を確認し、工事実施予定業者数社から見積もりを徴収すると、金額に倍くらいの開きがあるのが常です。仮設足場に違いがあるのか、仮設日数の見方に相違があるのか、足場材損料が違うのか、いずれにしても実勢価格と大きな違いがあるので見直しをお願いしたいと思います。また吊足場の参考図は作業床が一面フラットとなっているため、そのままではPC桁の床版下面や地覆・高欄の作業床とはならず、桁間や地覆の外側に足場をかさ上げして施工するような状況で。この場合、設計変更とはなるのでしょうか。よろしくお願ひします。

【荻窪副主任専門指導員】床版の関係の足場につきましては、また詳しく教えていただければと思います。資料等をいただければ、そのなかでいまの積算の対応の範囲にあるのかないのか、なければ本来見積もりをしなければならぬというかたちにもなるかと思ひますので、その辺を教えていただければと思います。また設計単価とのかい離が常というお話がありましたが、どの程度の個所でかい離がみられるのでしょうか、

【坪木技術委員】ほぼすべてだと思います。

【大北支部・窪田利行理事】吊足場は幅員がかなり影響し、国道19号の橋であればまずかい離が常だと思います。幅員が狭い橋は、そうでない場合もありますが、国道並みの幅員の橋であれば倍近くかかるのではないのでしょうか。なぜかという、いまは足場の架設の際に橋梁点検車を補助的に使のですが、幅員が狭い橋は1回で届いてしまうわけです。しかし幅員が広い橋は届かない部分が多く、橋梁点検車が及ばないところはスペシャルな鳶さんに来ていただいてやらないといけない。その手間がかなり違います。私どもがやった工事ではそうでした。

【黒澤技術委員長】吊足場については、設計と実際の施工業者の金額とで違いがある状況だと思います。その部分ご検討いただいて、ご配慮いただければと思います。では続けて「任意仮設について」、伊那支部からお願いします。

【伊那支部・福澤茂樹技術委員】設計変更ガイドラインの26ページの8の(2)留意事項の3に「任意であっても当初積算時の条件と現地条件に差異がある場合は設計変更の対象」とあり、ほかの事例でもご説明があったわけですが、ただこの場合、我々は公表された設計書の単価でしか想像することができません。何が違うのか、当初設計と対比することが不可能なので、参考数量として明示していただけないかということです。

ガイドラインでは事例集があり、事例16に現場条件に差異があるケースが載っていますが、もし仮に土質も地下水位も差異がなく、ただし現場として鉄筋を水につけるわけにはいかず、施工基面を水びたしにできないということで、常時排水で施工したという場合は、変更の対象になりますか。その辺をお教えいただければと思います。

【荻窪副主任専門指導員】任意仮設を含む条件明示は、現場説明事項に記載しています。まだ十分ではないということですので、今後も徹底を図ってまいりたいと思います。また

事例の件ですが、施工基面が基本的には水没するということですので、条件が十分であったかという問題はありますが、施工が実質不可能と判断されれば明示した条件以外の条件が加わったということで、協議対象になると考えています。

【黒澤技術委員長】ありがとうございました。いまの議題についてよろしいでしょうか。では続いて「指定・任意仮設について」、更埴支部からお願いします。

【更埴支部・中沢栄一技術委員】設計書で「指定仮設」「任意仮設」が明示されており、とくに河川工事の水まわしにおいては口径の大きな管を検討されています。しかし口径の大きな管は再利用する現場も少なく、購入して置き場に寝かしておくこととなります。ある市では業者の負担を軽減するために発注者が購入して支給し、使用後は市の置き場へ返却としています。県でも検討していただきたく思います。よろしくをお願いします。

【荻窪副主任専門指導員】仮設を買い取って保管し、維持していくのは、ヤード確保の面が難しいのが現状です。

【黒澤技術委員長】難しいということですね。それでは続いて「現場代理人の実績について」、諏訪支部からお願いします。

【諏訪支部・藤森公仁雄技術委員】「技術者制度について」のなかの「現場代理人の実績について」ということで、提案説明させていただきます。同等の資格の現場代理人と監理技術者もしくは主任技術者の2者を常駐させた現場を完成させた場合、国土交通省は現場代理人についても実績として認めていただいています。しかし長野県は、現場代理人は実績がつきません。同等の資格で工事を完成させた場合は、実績者を増やす意味でも、現場代理人の実績も認めていただきたいと思います。

【技術管理室・西山広一副主任専門指導員】国土交通省では、主任技術者と現場代理人で別々に人を立てているのが一般的であるかと思います。これに対し県は、現場代理人と主任技術者を同じ人が兼ねているのが8割です。そうした実情もありますので、現場代理人の成績はいまのところ加味しないことになっています。ただし主任技術者を2名配置するとか、あるいは昨年か主任技術者に若手技術者を配置する取り組みを評価する総合評価落札方式をやっておりますので、そうした場合は現場代理人にも、主任技術者にも、成績を付与することが可能です。

【藤森技術委員】若い者が現場代理人につくということが多々あります。ぜひ若い者にも実績を与えていただけるようなしくみをつくっていただきたいと思います。

【水本理事】結局、点数のいい人が主任技術者として入札に参加するわけですが、するとその人ばかり成績がつく、受注を取るためには点数のいい人を主任技術者にしないと行けないからまたそれを繰り返す、と。結局、若い人にいつまでも成績がつかないわけですが、同じ一級の資格がある若い人が現場を動かしている実態もあるのですが、そういう人たちの実績が認められない。ですからやはり、国交省と同じように現場代理人も主任技術者と同等の資格として今後認めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【伊那支部・福澤技術委員】評点のなかに、現場代理人がやっている仕事の項目もありま

すよね。地元対応とか役所との対応とか、すべて現場代理人の仕事です。それを評価しないということになるように思います。

【技術管理室・矢花久則主任専門指導員】現場代理人と主任技術者、監理技術者との違いは、資格の部分だと思います。ただ、先ほど西山から話させていただきましたが、総合評価落札方式では、実績のない若手技術者を主任技術者につけ、実績のある人を現場代理人につけた場合、工事の実績は若手につけるという取り組みを始めています。いまいろいろご意見をいただきましたので、また持ち帰って検討させていただきたいと思います。

【黒澤技術委員長】ありがとうございました。ほかご意見ありますでしょうか。では続けて「工事着手と施工計画書提出時期について」、これは検証再提案議題ですが、諏訪支部からお願いします。

【諏訪支部・藤森技術委員】昨年度の意見交換会で出た内容の確認ですが、一つは工事着手の定義について、土木工事共通仕様書と現場必携で整合が取れていないという質問をさせていただきました。それにつきましては昨年3月の改定で修正していただき、直っていることを確認させていただきました。ありがとうございます。

今回は施工計画書の提出時期についても一度確認させていただきたいと思うのですが、前回「現在は起工測量を実施するためとりあえずの施工計画書を提出してから、そのあとに測量結果などを盛り込んだ施工計画書を追加として出すことになっています。ただ、請負者としては最初に出す書類ですので、中身の充実した施工計画書にしたいところです。また監督員さんも、追加が大部分を占める施工計画書は閲覧しづらいのではないのでしょうか」という質問をさせていただいたところ、回答は「現在は国交省に準じて起工測量も着手にあたると解釈していますので、今後の検討材料としていきたいと思います」というものでした。その後、何か進展はございますか。

【技術管理室・加藤裕之専門指導員】施工計画書を出すにあたっては、起工測量の前に必要な項目があるということを理解していただきたいと思います。たとえば緊急時の連絡体制などは、起工測量に入る前に発注者に伝えておくべきと考えます。充実した施工計画書を最初に出したいというお気持ちは十分わかるのですが、最低限必要なものや、起工測量を行わなくても作成できる部分を施工計画書として出していただき、起工測量を行わないとつukれない項目は引く続き追加するということでご理解いただきたいと思います。

【諏訪支部・藤森技術委員】ありがとうございます。ただし小規模な工事においては、現場を見ないで施工計画書をつくるというのは現状と合っていないのではないかという気がします。それもふまえてご検討をお願いします。

【黒澤技術委員長】まずはこのルールに沿ってやっていただきたいというのが今回のご回答かと思いますが、ほかにご意見ありますでしょうか。では続きまして「コンクリートの品質管理に関する共通仕様書および成績評定の解釈について」、新規提案議題ですが、飯山支部からお願いします。

【飯山支部・熊谷一二三技術委員】細かくなりますが、これがクリアになるとすっきりし

ますので、お伺いいたします。まず1番、寒中コンクリート養生機関および養生温度についてということで、建設部の共通仕様書では寒中コンクリートの養生の目安として「構造物の露出状態」という定義で日にちを設定されています。かたや、林務部・農政部の共通仕様書は、コンクリート示方書と同様に「型枠の取り外し直後に構造物がさらされる環境」によって分類となっています。文言が違うだけで同じ解釈なら問題ないのですが、竣工検査員によっては「この構造物の露出状態は供用開始後の水がさらされるときに適用されるものだ」という指導をされ、そうすると示方書と解釈が違ってきます。その辺をどう考えられているのかお伺いしたいと思います。また寒中コンクリートの養生温度はコンクリートの温度ということになっていますが、なかには温度センサーをコンクリートに埋め込んで管理することが高く評価される場合があります。実際問題を考えたら、シートで保温養生しながら給熱養生をしたときの保温空間、示方書でいう雰囲気温度という解釈でいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

続いて2番、日平均気温を予測する判断基準ということで、新たな現場必携にも養生期間中または養生後の最高・最低気温を記録するよう指導されています。が、打設場所での日平均気温を解釈するにあたり、この最高・最低気温をどう判断したらいいのでしょうか。むしろ、気象庁データを見ると午前9時の気温が日平均気温に近いように思います。県として最高・最低気温記録をどう利用しようとしているのか教えていただきたいと思います。3番目は工事成績評定で、コンクリート品質の評価においてスランプや空気量、いわゆる施工のバラツキではなく工場生産するもののバラツキで規格値の80%・50%以内に入ることを高く評価するのは、JIS認定工場に対しどのようなお考えをお持ちなのかお伺いしたいと思います。

【加藤専門指導員】1番目の仕様書の表現ですが、意図はありません。平成24年にコンクリート示方書が変わり、平成26年に県の仕様書が改訂になっていますが、そのとき示方書に合わせた改訂をしていません。内容はコンクリート示方書と同様と考えていただきたいと思います。県の仕様書は改訂の時期に合わせて直したいと思っています。また養生温度は示方書の雰囲気温度という解釈で問題ありません。

2番の最高・最低気温の利用価値ですが、日平均気温を予測する判断基準はこれという定めはありません。現場では午前9時の気温が日平均気温に最も近いように思われるということで、午前9時の気温でいいのではないかとのご意見もあるかと思いますが、最高・最低気温を見ながらやるのも一つの方法ではないかと思いますが、適切な養生を行っていただく判断基準の一つとして最高・最低気温を使ってもよい、また養生を行った根拠としてそういうデータをつけていただければよい、そのように解釈いただければと思います。3番ですが、JIS工場で生産される生コンクリートは一定の品質を確保されていると考えられます。そのため、現状のスランプと空気量だけのバラツキを評価することについては、今後の検討材料とさせていただきたいと思います。

【飯山支部・熊谷技術委員】1番ですが、検査を受ける立場としては、竣工検査員の解釈

は統一させていただきたいと思います。たとえば「構造物が露出している状態が供用後に川底にあるから、あなた方の養生日数は不足している」と評価されても、それは間違った評価をされていることとなります。その辺を統一させていただきたいと思います。

【会計局契約・検査課・関一規主任工事検査員】検査員会議を年間に何回もやっていますので、そこで話して指導していきたいと思います。

【黒澤技術委員長】ほかご意見ありますでしょうか。では続けて「監督員の対応について」、検証再提案議題であります、長野支部からお願いします。

【長野支部・池田技術委員】「工事施工中の指示等について」のなかの「監督員の対応について」ですが、1番、工事の地元説明や地主への説明があいさつ含めすべて業者任せという監督員がいました。2番、竣工検査において監督員が検査員に変更内容等の説明をしなため検査がスムーズに進みませんでした。3番、発注書に縦断図や横断図がない場合、基準高を成果品として要求されるのはおかしくないでしょうか。以上3点に関しまして27年度に質問しましたところ、1番は「現場説明事項、施工条件明示事項のなかに工事用の借地を記載する欄があり、事前に地権者のほうに説明して同意を得る必要があると考えます」という回答でした。2番は「若手の監督員もいますので、その辺をしっかりと説明していきたいと思います」という回答でした。3番は「発注者と受注者の協議のうえで、受注者が行った起工測量結果を用いて出来形管理をする場合があります。受注者が提出した起工測量の納品という扱いになると考えております」という回答でした。

これらについての再提案ですが、まず1番、発注者が提案する任意、指定仮設の用地交渉はすべて発注前をお願いします。2番、監督員が若い場合は係長さん等が立ち会っていただき、監督員が説明できない場合は係長さんが説明していただきたいと思います。3番、本来公告時に提供すべき図面がない場合は、現場説明書、施工条件明示事項に項目および理由を明記していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【加藤専門指導員】1番の仮設工の用地交渉ですが、発注者が提案する仮設工にともなう用地交渉は、発注前に行うよう引き続き指導してまいります。2番の、監督員が若い場合は、県も若手技術者の育成がありますので、指導監査、竣工検査に係長等が立ち会うようにしていきたいと思っています。3番、本来公告時に提供すべき図面がない場合ですが、その場合は当初の打ち合わせで、どのようにしていくかを受発注者で協議し決めていく必要があると考えます。

【黒澤技術委員長】ありがとうございました。いまのご回答に対しご意見ありますでしょうか。では続いて「設計照査にともなう設計業務は、設計業者フィードバックすることを徹底してください」という内容で、須坂支部からお願いします。

【須坂支部・湯本博司技術委員】施工中の現場で監督員より「構造物背面ののり面の安定計算をしていないので調査し安定計算を行い、協議書で提出されたい」との指示を受けました。「内容が重大で請負者ではできません」と返事をしましたが、このようなことがあり得るのでしょうか、この構造物は安全なのでしょうか、という質問です。よろしくお願

します。

【荻窪副主任専門指導員】詳細わかりませんが、いずれにしましても、想定した土質と異なった現状が生じた場合、安定計算をし直す必要が生じる場合があります。工事期間中に発注者側から設計会社に検討をお願いする場合がありますが、やむを得ず受注者のほうにお願いする場合もあると思います。その場合は適正な費用を変更計上する必要があり、それについては徹底してまいりたいと思います。

【黒澤技術委員長】ありがとうございました。いまの議題についてよろしいですか。それでは3時半を過ぎましたので、いったん休憩を取らせていただきます。よろしくお願ひします。

(休憩)

【黒澤技術委員長】時間になりましたので始めさせていただきます。それでは「変更設計にとまなう工事中止命令について」、松筑支部からお願いします。

【松筑支部・藤澤正佳技術副委員長】施工詳細が変更になり、数カ月にわたり結論が出ず、大変な経費ロスが確認されました。速やかな工事中止命令をお願いしたい、また中止命令が出せない場合はその間の経費の計上をお願いしたい、という要望です。よろしくお願ひします。

【荻窪副主任専門指導員】工事一時中止にとまなう現場管理費等の費用は変更対象となります。まずは工事発注後に中止が生じないよう適切な調査に努めてまいりたいと考えております。また工事の一時中止については全面中止、一部中止がありますが、受注者の皆様の責に帰さない場合で工事施工の意思があっても中止しないといけない場合にあっては、受注者は工事の一時中止について発注者と協議することができます。協議をお願いしたいと思います。現在、設計変更ガイドライン等検討部会におきまして、一時中止に関わるガイドラインの策定作業を行っているところです。

【黒澤技術委員長】これについていかがでしょうか。はい、それでは続いて「段階確認を実施する工事・種別の明示と実施頻度について」、検証再提案議題となりますが、飯田支部からお願いします。

【飯田支部・春日茂樹技術委員】平成26年に議題にあげさせていただき、ご回答いただいたなかで検証して再提案させていただきました。今回もまた再提案させていただきます。段階確認の種別を明示し、実施頻度を明確にしてほしいということで検討いただいたのですが、いまだに変わっていないため担当者によってかなりバラツキがあるものですから、不可視部分以外の段階確認項目の削減等も含めいま一度検討していただければと思います。

【足立副主任専門指導員】何年かにわたっての議論になっていますが、段階確認につきましては、昨年の回答の通り、共通仕様書に出ている項目で行っていただきたいと考えております。これ以外のものについては、協議によって発注者が決めるようにならうかと思ひ

ます。一覧表に出ている項目で、発注者によってバラツキがあるようでしたら、事例としてお知らせいただければと思います。

昨年もいいましたが、施工計画書の提出の段階で発注者と確認をしていただくのが重要かと思えます。その段階での施工協議をしっかりとやっていただくようお願いします。不可視部以外のものについても、一覧表に出ているものは必要と考えておりますので、ご協力をお願いします。

【飯田支部・春日技術委員】段階確認一覧表にある項目は問題ないと思うんです。仕様書読み解くと、段階確認が必要なのは「床掘完了時」「基礎施工時」「型枠完了時」「鉄筋完了時」「とくに指定された部分の施工時」および「段階確認一覧表」となっていますが、段階確認一覧表以外にも想定するという読み取り方をされると、担当者によって「これもやろう」「あれもやろう」となります。施工計画のとき協議して決めればよいというのはもちろん大前提なのですが、そこにおいて担当者間で違いが出ることもあるわけです。その意味で不明確かなと思うのですが、いかがでしょうか。

【足立副主任専門指導員】現場によって違いがありますので、細かく決めるのはなかなかできないと考えています。そうはいつても、同じことをやっているのかたや段階確認をやる、かたややらないというのはまずいと思いますので、また事例をお知らせいただければと思います。

【黒澤技術委員長】ありがとうございます、続きまして「講習会・現場見学会等の実施について」、更埴支部からお願いします。

【更埴支部・中沢技術委員】i-Construction の講習会・現場見学会を引き続き実施していただく方向でお願いしたいという内容です。よろしくをお願いします。

【足立副主任専門指導員】2月14日に飯田市の松川ダムでICT活用工事現場の見学会を開催いたします。ホームページにも出ています。いまのところ70名近くの皆様から希望があり、かなり関心度が高い。施工者のみなさんのほかコンサルタントのみなさん、いろいろな方がいらっしゃる予定です。今後もICT活用工事が行われた場合には、県も、また国交省でも見学会を実施いたしますので、また情報提供させていただきたいと思えます。

【黒澤技術委員長】ありがとうございます。続きまして「土捨て場の確保について」、木曾支部からお願いします。

【木曾支部・針間則昭技術委員】発注時に土捨て場が確定していなくて、掘削土砂が搬出できず、工事着手まで発注から3カ月以上かかってしまった事例があります。土捨て場はどちらかというと地元市町村任せというところがあり、なかなかうまく活用ができておりません。ある現場では仮置きをして対応していただいたということですが、いずれにしても土捨て場の確保は厳しい状況があります。できれば県独自の土捨て場を確保していただければ幸いかと思います。よろしくをお願いします。

【足立副主任専門指導員】残土処分については、残土を有効に利用するのが原則になっております。地域によっては利用先がすぐ見つからないこともあり、市町村や国交省を含め

て情報を共有し、持っていく先を決めている状況です。残土の場合が多く、非常にご苦労されているかと思います。我々もできる限り早め早めに情報提供し、持っていく先を決めていければと思っています。現場の対応になる場合が多いと思いますので、ご協力・ご理解いただきたいと思います。

県独自の土捨て場というご提案ですが、残土の仮置き場という用途での用地取得はできないのが現状です。道路用地を先に買ってあって、工事が何年か先なので、そこを仮置き場に利用することはあるのですが、残土専用の用地は確保できません。先に買ってある用地を利用していくことは可能ですので、その辺は考えていきたいと思っています。

【黒澤技術委員長】

ありがとうございます。土捨て場は毎年意見が出る項目ですが、ご意見・ご質問ございますか。よろしいですか。それでは進めさせていただきます。「施工機種の変更について」、佐久支部からお願いします。

【佐久支部・工藤技術委員】 橋梁下部の基礎工において、モルタル吹付工の機械を吊り上げるためのクレーンが標準機種 25 t では困難なことが判明し、機種の変更の協議を行ったが、入札時に質問していなかったという理由で認めてもらえなかったということです。このような場合、実態を踏まえた設計変更をお願いします。よろしくをお願いします。

【荻窪副主任専門指導員】 実際の現場条件が当初の積算時の適用範囲外ということですので、変更設計の対象となります。適正な変更を行うよう指導していきたいと考えております。

【黒澤技術委員長】 ありがとうございます。それでは次に進めさせていただきます。「設計変更にもなう受注者の負担について」、諏訪支部からお願いします。

【諏訪支部・藤森技術委員】 かいつまんで説明させていただきます。設計変更にもなう資料の作成は原則発注者が行い、施工者に指示するものだと思いますが、多くの場合受注者が調査計画をし、資料作成にあたるよう依頼されます。軽微な測量等是对応できますが、構造計算が必要な工種など技術的観点からの資料の作成は設計業務を担当した設計会社が行い、発注者から指示していただくことがよりよい方法だと思います。設計会社も工事完了まで責任をもって業務を遂行できる契約方法にしていただくなど、設計変更にもなう受注者の負担を軽減するような取り組みをお願いします。

【荻窪副主任専門指導員】 設計変更に必要な資料作成については、原則発注者が行うことになっています。ただし、受注者のみなさんに資料作成を依頼する場合があります。もちろんお互いが了解してということですが、その場合の費用は発注者側が負担します。設計変更ガイドラインに記載されておりますので、運用について徹底を図ってまいりたいと思っています。

【黒澤技術委員長】 ありがとうございます。受注者が作成した分の費用みただけのことですので、みなさんのほうでご了解いただければと思います。続きまして「完成図面および数量計算書の業者作成について」、木曾支部からお願いします。

【木曾支部・針間技術委員】地元住民からの要望があり、道路線形・道路縦断を変更しましたが、結局、変更図面・数量計算は業者側がすべて作成する形態となりました。工期がないなか大変苦慮しました。国交省ではすべて官側で作成、業者は概略がわかればそれで対応しています。県もコンサルに委託してやっていただけたらどうでしょうか。よろしくをお願いします。

【荻窪副主任専門指導員】この場合も設計の修正自体は発注者が行うものであり、業務を別途発注して対応することになっています。ただし時間的制約があり、受注者の皆さんにお願いする場合がありますが、その場合は費用が変更の対象になります。これも設計変更ガイドラインにありますので、運用について徹底を図りたいと思います。

【黒澤技術委員長】ありがとうございました。先ほどの議題と重なる部分があると思います。それでは続きまして「現場吹付法砕工の圧縮強度試験について」、安曇野支部からお願いします。

【安曇野支部・松澤建治技術委員】現場吹付法砕工の品質管理においては、施工日ごとに6本テストピースを採取し、7日および28日の圧縮強度試験を行うこととなっています。7日強度には規格値がないため、強度確認は必要ないのではないのでしょうか。さらにモルタル吹付工の品質管理においては7日強度の確認は必要とされておりません。試験頻度も多く、試験費用もかさむため、見直しをご検討いただきたいと思います。

【加藤専門指導員】品質管理基準では吹付工と現場吹付法砕工の2つの項目があり、国土交通省に準じています。試験方法はJISで定められており、吹付工は28日強度3本ということで、コア採取で試験方法を決めています。現場吹付法砕工は、通常の圧縮強度試験のJISを用いる表記になっており、7日28日で6本の供試体となっています。現状では両方とも現場で行うとなっておりますが、昔は吹付法砕工に型枠があり、脱型の工程がありましたので、7日も必要だったのかなと思います。ただ、こういう基準を国が推奨しているのが現状ですので、国交省に意見を聞きながら検討したいと思います。

【黒澤技術委員長】では国交省から回答をいただいてからの最終結論ということで、進めさせていただきます。続いて「コンクリートの品質管理基準について」、飯田支部からお願いします。

【飯田支部・春日技術委員】

コンクリートの品質管理項目のなかのスランブ試験・空気量測定の試験頻度が「1日当たり1回および荷下ろし時に品質変化が認められた時」、また摘要欄には「小規模工種で1工種あたりの総使用量が50m³以下の場合には1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場のJISマーク表示認定工場の品質証明書等のみとすることができる」となっています。そうすると、たとえば1工種あたり50m³を超えるけれど1日あたりの打設量が小規模という場合は、スランブおよび空気量の試験回数が非常に多くなることが考えられます。そのため、JIS表示認定工場から供給される信頼できる品質のコンクリートならば、圧縮強度試験の試験基準と同じ「1日あたり1回または構造物の重要度と工事の規

模に応じて20m³から150m³ごとに1回」でよいのではないかと考えます。

もう一点、コンクリートの圧縮強度試験の基準として「無筋コンクリートの場合」「鉄筋コンクリートの場合」が定められていますが、指導監査の際に重要構造物に適用するといわれました。しかし重要構造物とは何を指すのかが明確ではありません。重要構造物とは何を指すのか、明確になるように定義をお願いします。

【加藤専門指導員】コンクリート試験について、50m³以上あるけれど日々の打設量が小規模の場合の取り扱い、今後の検討課題と認識しております。圧縮強度試験が20m³から150m³ごとに1回というなか、長野県としては同様の扱いになるかと思えます。重要構造物の明確な定義については、今後検討していきたいと考えています。

【黒澤技術委員長】ありがとうございました。続いて「出来形管理基準について」、質問させていただきます。農政部の出来形管理基準に中心線のズレの管理項目がありますが、二次製品などの構造物や舗装工などについて出来形管理を行う必要があるのでしょうか。最近精度のよい機器を使用して出来形管理を行っていますので、大きなズレが生じることはめったにないと思われます。ご検討をお願いします。よろしくをお願いします。

【農地整備課・太田雅司主任専門指導員】この施工管理基準は農林水産省が定めている土木工事施工管理基準を準用しており、そのなかで水路や道路工事等、それぞれ中心線のズレを加味することになっています。ご指摘の通り、たとえば橋梁や水路トンネルなどの大型構造物と畑地灌漑用のパイプラインとでは、中心線を管理することの重要性は異なると思います。ただ、国の基準がありますので、そこから外すとすると、中心線の管理は不要でどれだけズレても構わないということになりますので、ご理解をいただくなかで適切な管理をお願いします。ここからは個人的意見ですが、工事着手前の最初の打ち合わせで個別に監督員と協議をいただきたいと思えます。

【黒澤技術委員長】ありがとうございました。協議によっては、すべてにおいて管理項目にあてはまらなくてもいいということですね。

【太田主任専門指導員】たとえば畑地灌漑のパイプラインなどは、所定の用地の幅に収まっていれば、多少ズレていても構わないかなと思えます。それぞれ協議のなかで、監督員に確認していただいて、その結果によって管理をお願いしたいと思えます。

【黒澤技術委員長】ありがとうございました。ほかにご意見・ご質問等ありますでしょうか。それでは続けて「橋梁修繕工事における断面補修工およびクラック注入工の写真管理について、撮影基準を設けてほしい」という内容で質問させていただきます。

現在、断面補修工やクラック注入工の管理基準がなく、施工した個所ごとに写真を撮っている状況です。数量が少ない場合は全数取ることもできますが、補修個所が多い場合は撮影枚数が膨大となり、写真の整理をするのに大変時間がかかります。数量の多い工事では代表数カ所の撮影と、補修に使用した材料の検収、使用量等の撮影頻度にしていただけないでしょうか。ご検討をお願いします。

【加藤専門指導員】橋梁補修工事は工種が多岐にわたるため、出来形管理を含めて基準を

定めていない項目が多い状況です。主要な工種については基準を定めなければいけないと認識していますので、今後、基準を定めるよう検討していきたいと思います。定めるまでは発注者と協議して決めていただき、それに沿ってやっていただきたいと思います。

【黒澤技術委員長】ほかにご意見ありますでしょうか。よろしいですか。では続きまして「提出書類について」、伊那支部からお願いします。

【伊那支部・福澤技術委員】現在、契約担当係のほうに下請負人通知書を提出していますが、施工体制台帳と施工体系図で十分確認できると思います。わざわざ同じようなものを出す必要があるのか、ご検討をお願いします。もう一つ、いま情報共有システムが使われていますが、1回紙で打ち合わせしたものをわざわざPDFにしている例が多くあります。この辺の簡素化のご検討もぜひお願いいたします。

【加藤専門指導員】県では一括下請けの禁止にともない、適正な施工体制の確保を図るため一定規模未満の下請契約の施工体制台帳と合わせて下請負人通知書の提出を10年以上前から求めてきました。昨年建設業法施行令の改正があり、全国的に施工体制台帳の提出が義務付けられましたが、ほかにも社会保険の加入状況や法定福利費を明示した標準見積書の活用などの課題があり、県もこれを把握していくことが必要ではないかということで、下請負人通知書ではなく、下請負人の名前と契約額を書きいただき、標準見積書を活用したかどうかをチェックいただいて、施工体制台帳の頭に添付することを考えています。これにより、下請負人通知書の義務化を廃止していく方向です。

また情報共有システムの工事書類ですが、基本的に全部PDFにする必要はありません。たとえば材料承認願のような分厚い書類をPDFにする必要はないということです。監督員との協議のなかで、これは紙で出す、これはPDFで出すというのを決めていただければいいと思います。

【黒澤技術委員長】本日県から一覧表が配られていますが、下請負人通知書に代わってこの一覧表の項目を提出する方向に変えるということでしょうか。

【猿田室長】私どもで検討したのは、まず下請負人通知書を廃止しようということです。その際に、いま施工体制台帳に下請契約書の写しを付けていただけていますが、その一覧ということで配布させていただきました。この様式を施工体制台帳の頭に付けていただければいいと考えています。下請全体の契約が一覧で見えるものに変えていきたいということです。

【黒澤技術委員長】はい、ありがとうございます。そのほかご意見はどうでしょうか。では続けさせていただきます。「優良技術者表彰の審査基準の明確化について」、検証再提案議題ですが、飯山支部からお願いします。

【飯山支部・熊谷一二三技術委員】過去の回答をふまえますと、決められた基準をしっかりとやっていたら高得点となる工事成績評定と比べ、現場固有の条件をふまえた独自の取り組みを評価する優良技術者表彰は性格も質も異なることは理解できます。また受賞されなかった方への説明が困難なこともわかります。ただ、受賞者の取り組み内容をホームページ

ジに掲載する際、こういった内容が優れていて受賞に至ったのか、できる範囲のコメントをいただければ技術者のスキルアップのきっかけにもなります。いかがでしょうか。

【加藤専門指導員】現在、ホームページで受賞者の概要を掲載させていただいているのは、まさに技術者スキルアップが目的です。受賞されたみなさんに独自の取り組みの要旨を書きいただいておりますが、それが評価ポイントとイコールです。ご理解いただければと思います。

【黒澤技術委員長】よろしいでしょうか。では続きまして「総括監督員による評価点について」、これも検証再提案議題ですが、長野支部からお願いします。

【長野支部・池田技術委員】工事成績評定のなかの、総括監督員による評価点についてで、3年越しの議題になります。総括監督員の評価点が、事務所ごと、担当課ごとに差が大きく、点数のバラツキがみられるという内容です。これに対し県からは、評定の方法等を定めた工事成績評定要領の適正な運用のため研修会等に取り組むという回答をいただき、とくに農地整備課からは、農業農村整備事業は工事の種別等により差が出ることはある、得点の意図や考え方に対する疑問を発注機関にぶつけてもらえば理解が深まるという回答をいただきました。実際、28年度の検証結果としても、農村整備事業の工事評定点は、ほかの部局と比べ全体的に低くなっています。再度ご回答をお願いします。

【太田主任専門指導員】農業農村整備事業では農林水産省の施工管理基準を準用しておりますが、そのことによって工種別の工事成績点が低くなっていることはないと思っています。ただ、去年の工事成績評定の平均点を調べてみますと、実際にほかの部局より若干低くなっているのは事実です。農政部の工事が全体的に小規模であるため、出来形管理や品質管理の項目において、測定数が10点未満の評価になるケースが多いことが一因かと思われます。とはいえ、建設部や他部局と同じ成績評定要領で運用していますので、今後もできる限り適正な評価に努めてまいりたいと考えております。

【黒澤技術委員長】よろしいですか。では、続けて「総合評価落札方式における技術者要件の資格等の内容について」、これも検証再提案議題となります。昨年提案させていただいた内容は、総合評価落札方式の技術者要件の資格等という配点のなかで、法面施工管理技術者の資格やコンクリート技士またはコンクリート主任技士の資格を求められることが多くなっていて、その要求基準が明確でないというものです。県からの回答は、発注者がより高度な施工管理・品質管理が必要とされる工事かどうかを考慮し、プラスアルファの資格によってより品質の高い工事を目指す観点から加点対象にしているということでした。再度意見を聞きますと、防護柵の工事にも法面施工管理技術者の配点が付いているのが理解できないという声や、同じ区域内の同種工事でコンクリート技士の配点が付いたり付かなかったりしているのは統一性がない、といった声が多くあります。統一性が出るよう基準を明確化していただきたいという意見ですので、ご回答よろしくをお願いします。

【西山副主任専門指導員】基本的に、加点対象は工事の内容や規模等によって案件ごとに決めております。ですので、こちらは設定している、こちらは設定していないということ

は出てくると思います。ご理解いただければと思います。法面施工管理技術者やコンクリート技士は、あくまでプラスアルファの加点です。総合評価落札方式ですので、プラスアルファの加点はあるということをご理解いただきたくお願いいたします。

【黒澤技術委員】それだと昨年と同じ回答になってしまうのですが、本当に案件ごとに統一性がないのが実情です。受ける身として「どうしてなんだろう」というのは、普通の感覚だと思うのですが。

【西山副主任専門指導員】そこは、ぜひ具体例を示してお知らせ願えればと思います。ただ、基本的には発注者側で判断して設定している、必要がないと判断した場合は設定していない、ということで行っております。

【黒澤技術委員長】わかりました。また事例をお示ししたいと思います。続きまして「入札辞退」ということで、これも検証再提案議題となります。中高支部からお願いします。

【中高支部・丸山技術副委員長】昨年、改札前の入札辞退はできないというご回答をいただいております。国や市も辞退ボタンは札を入れたあとは押すことはできないという確認もいただいております。が、28年度検証結果では、国、長野市発注の電子入札は開札前の辞退が可能ということでしたので、長野県の入札もそういうことができないか、再度ご回答をお願いします。

【西山副主任専門指導員】昨年度もお話ししましたが、地方自治法のなかで、一度提出した入札の書き換え、撤回はできないとなっております。それで県も辞退を認めていないということです。国も、一度提出した入札の書き換え、撤回はできないと書いてあり、しかしそのあとに入札の無効ということが書かれております。そこを検証しながら進めていきたいと思っております。が、2000件という大きな数の入札を扱っておりますなかで、同時入札を認めてしまうと過度な競争に拍車をかける恐れもあります。総合的に考えながら進めていきたいと思っております。

【黒澤技術委員長】ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは最後になります。「入札制度について」、これは新規提案になります。松筑部からお願いします。

【松筑支部・藤沢技術副委員長】総合評価落札方式の地域要件の加点項目で、施工個所の市町村と隣接市町村を同じ加点にする場合は広告等に理由の明示をお願いしたいという内容です。よろしくをお願いします。

【西山副主任専門指導員】地域要件の加点も基本的に各発注機関が工事の規模や内容、個所、地域内の企業数などを考慮して決定しています。加点内容は審査委員会で決定していただき、原則として理由等は明示しておりません。また工事個所が市町村にまたがるような場合には、両方の地域を加点対象にしている場合があります。ご理解をお願いしたいと思います。

【黒澤技術委員長】ありがとうございます。30議題すべて意見交換させていただきました。最後に、みなさんから新たなご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。

【木曾支部・水本理事】一点、コミュニケーションをお願いしたいと思います。各支部で、

若い人を含めた飲み会のような機会も大事ではないかと思しますので、そうしたこともご指導をいただければと思います。

【柳沢昌美副会長】土木工事現場必携に各種書類を提出するタイミングが記載されていますが、これは必ずその順番を守らないといけないのでしょうか。それとも着手までにそろえれば順不同でもいいのでしょうか。最近、厳密な指導が強まっているように感じますので、ご見解をいただきたくお願いします。

【足立副主任専門指導員】必携には「標準的なフローを示す」「必ずしも記載の手順通りになるとは限らない」と書いてあります。番号つけているのは、わかりやすいように大まかな順番を示してあるだけで、ある程度流動的に考えていただければと思います。

【黒澤技術委員長】ありがとうございます。ほかにございますか。では技士会からは以上で、県のほうから何かございましたらお願いします。

【猿田室長】いろいろな課題を頂戴し、ありがとうございます。なかには、発注者と話ができれば、この場にあがって来ていないと思われる議題もいくつかあったように思います。発注機関の担当者レベルまで同じ意識を持つよう私どもも努めていきますが、なかなか隅々まで行き渡らないことはあろうかと思います、そうしたときでも、先ほどコミュニケーションというお話がありましたが、ぜひ適正なコミュニケーションを取っていただきたくお願いいたします。担当者と話がつかなければ上司の立場の者にうまく話を上げていただくとか、個別に解決できることは多いと思います。その点、ご配慮をお願いいたします。

もう一つ、先ほど総合評価の話がだいぶ出ていました。私どもは、総合評価を一律同じルールでやろうとは思っておりません。それは発注者の意思があるものだと思いますので、地域によって加点の内容が変わるのはいり得ることで、またあってしかるべきだと思っています。

いずれにしても、貴重なご意見をいただき、私どもも気持ちを引き締めていかなければいけないと感じさせていただきました。本日はありがとうございました。

【黒澤技術委員長】はい、ありがとうございました。以上で本日の意見交換会を終了させていただきます。事務局に戻したいと思います。

【今井事務局長】以上をもちまして、意見交換会を閉会とさせていただきます。